

記者発表（ <del>発表</del> ・資料配布）				
月／日 （曜日）	担当事務所名 担当課名	T E L	発表者名 （担当係長名）	その他の 配布先
12/28 （月）	淡路県民局 県民交流室環境課	ダイヤルイン 0799-26-2071	環境参事 大谷 雄治 （環境課長 石倉 洋介）	県政記者 クラブ

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分について

平成27年12月28日、下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行った。

### 記

#### 1 行政処分の内容

##### (1) 被処分者

住 所 徳島県徳島市南沖洲三丁目9番15号  
名称及び代表者 有限会社丸澤組 代表取締役 馬詰 尚志

##### (2) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

##### (3) 処分年月日 平成27年12月28日

#### 2 兵庫県の許可内容

・許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
・許可年月日	平成23年4月15日
・許可番号	第02809124440号
・許可の期限	平成28年4月14日
・取扱産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上6種類

#### 3 処分の理由

被処分者は、平成27年11月11日に徳島県知事から産業廃棄物処理業の許可取消処分を受け、徳島県から兵庫県に処分に係る通知があった。

被処分者は、法第14条第5項第2号イにおいて準用する法第7条第5項第4号二に該当するため、取消処分を行う。